

独立行政法人地域医療機能推進機構
横浜中央病院奨学金貸与要領

この要領は、独立行政法人地域医療機能推進機構横浜中央病院（以下「当院」という。）が独立行政法人地域医療機能推進機構附属看護専門学校その他の看護師養成施設（看護師養成施設及び助産師養成施設をいう。以下「看護学校等」という。）に在籍する学生を対象とする奨学金の貸与について定め、病院に必要な看護師及び助産師（以下「看護師等」という。）を確保する事を目的とする。

第1条 奨学金の貸与対象に関する事項

- 1 奨学金の貸与の対象となる者は、看護学校等に在籍する学生であつて、学生の本分を守り、学業に精励することができ、卒業後、奨学金を貸与する病院に常勤の看護師等として勤務することを希望する学生のうち、次のうちいずれかに該当するものとする。
 - 一 低所得者世帯（児童手当法（昭和36年法律第238号）の規定に基づき支給される児童扶養手当の基準額を準用し、当該学生の属する世帯の世帯員の所得が192万円に扶養親族1人につき38万円を加算した額未満の世帯）に属する者
 - 二 入学試験の結果、奨学金の貸与を希望する理由等を総合的に勘案して選考された者

第2条 奨学金の貸与申請に関する事項

- 1 奨学金貸与を受けることを希望するものは、奨学金貸与を行う病院の院長（以下「院長」という。）に対し、奨学金貸与申請書（様式第1号）及び院長が別に定める書類を添付し申請するものとする。

第3条 奨学生の決定に関する事項

- 1 院長は、奨学金を貸与する者（以下「奨学生」という。）を決定し、奨学金に対して奨学金貸与決定通知書（様式2号）を発行する。
- 2 奨学生は、奨学金貸与決定通知書を受領した場合には、院長に対して速やかに奨学生誓約書（様式第3号）及び口座振込同意書を提出しなければならない。
- 3 奨学生は貸与期間の4月に前年度の成績証明書を院長に対して速やかに提出しなければならない。

第4条 奨学生人数、奨学金の額及び貸与期間に関する事項

- 1 第1条1項第一号に該当とされる者の貸与人数は限定しないが、病院経営を踏まえた上で決定する。
- 2 第1条1項第二号に該当とされる者の貸与人数は当院において、1学年につき、4名以内とする。

- 3 奨学金の貸与額は、月額5万円とする。
- 4 奨学金の貸与期間は、奨学生になった日に属する年度から看護学校を卒業する年度までとする。

第5条 奨学金貸与方法及び利息に関する事項

- 1 奨学金の貸与方法は銀行振込とし、無利息で貸与するものとする。

第6条 保証人に関する事項

- 1 奨学金の貸与を受けようとする者は、保証人を立てなければならない。
(奨学生誓約書(様式第3号))
- 2 保証人は、奨学金貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

第7条 奨学生の資格の取り消しに関する事項

- 1 院長は、次の各号に該当するに至ったときは奨学金の資格を取り消すことができる。
 - 一 第8条の規定により奨学生を辞退したとき
 - 二 自己の都合又は学則の定めるところにより看護学校を退学したとき
 - 三 看護師養成施設にあっては新たに進級できないとき、助産師養成施設にあっては入学から1年間で助産師国家試験の受験資格が取得できないとき
 - 四 修学態度、成績等について特段の問題があり、奨学生とすることが適当でないと判断されたとき

第8条 奨学生の辞退に関する事項

- 1 奨学生は、自己都合により奨学生を辞退しようとする場合は、奨学生辞退願(様式第4条)を院長に提出しなければならない。

第9条 奨学金の返還の債務の免除に関する事項

- 1 院長は、奨学金貸与を受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは、奨学金の返還の債務を全額免除するものとする。
 - 一 奨学生が、看護学校を卒業後、当院において、常勤職員として引き続き第4条4項に定める貸与期間相当の期間又は院長が別に定める期間(第4条4項に定める期間を超える期間に限る。)業務に従事したとき。
 - 二 前号に定める業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身故障のため業務に従事することができなくなったとき。
- 2 院長は、奨学生が看護学校等を卒業後、当院において、引き続き1年以上業務に従事した場合、1年間につき1年間分の奨学金の返還を免除することができ

る。

- 3 前2項の定めにより返還債務の全額または一部免除した場合、院長は本人及び連帯保証人に対し奨学金返還免除決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

第10条 奨学金の返還に関する事項

- 1 奨学生は、看護学校等を卒業後、次の各号に該当する事由が生じた場合は、院長の指定した日までに貸与された奨学金の全額（前条第2項に該当する場合にあっては、返還の債務を免除した額を減じた額）を返還しなければならない。
 - 一 第7条の定めにより奨学生の資格が取り消されたとき
 - 二 当該病院の職員採用試験に不合格となったとき
 - 三 卒業当年に看護師又は助産師の免許を取得できないとき
 - 四 前条第1項第一号で定める期間を満たさずに退職するとき

第11条 遅延金に関する事項

- 1 院長は、奨学生が、貸与した奨学金の全額又は貸与した奨学金から第9条2項の定めに基づき返還債務を免除した額を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、独立行政法人地域医療機能推進機構会計規則（平成26年規程第61号）第24条の規定に基づき遅延金を徴収するものとする。

第12条 低所得者の貸与に関する事項

【扶養基準】

- ・ 所得税法の扶養で判断する。
（扶養する者の所得をもって低所得世帯と判断する）

【証明書】

- ・ 申請者の申告により判断し、証明書は求めない（住民票は求めない）

【審査対象】

- ・ 申請の前年において扶養に入っている者
- ・ 申請の前年は扶養に入っていないが、申請年度は扶養に入る見込みの者
- ・ 入学年の前年は扶養に入っておらず、入学後も扶養に入らない見込みの者

【審査方法】

1. 審査時に扶養の状況について申告

2. 審査内容

- 一 申請の前年において扶養に入っている者
 - ・扶養している者の前年の市民税・県民税課税（非課税）証明書の額で審査。
- 二 申請の前年は扶養に入っていないが、申請年度は扶養に入る見込みの者
 - ・審査年度に扶養する見込みの者の前年の市民税・県民税課税（非課税）証明書の額で審査。
- 三 入学年の前年は扶養に入っておらず、入学後も扶養に入らない見込みの者
 - ・学生が入学後の生計維持についてどのような方法を予定しているのか申告してもらい審査。
- 四 審査年度における所得減少に対する取扱い
 - ・入学後の生活における低所得者を支援する観点から、扶養する者及び学生の申請年度の所得の見込みを申告してもらい審査。添付資料として退職証明書等の収入が減少する資料を添付し申請すること。

第13条 奨学金の貸与を受けた職員がJCHO病院間を異動したとき等の事項

- 1 免除される必要な期間の途中で他のJCHO病院に異動した場合、異動元病院において業務に従事した期間及び異動先病院において業務に従事した期間を相互に免除される。
- 2 免除される必要な期間の途中で他のJCHO病院に派遣された場合、派遣元病院において業務に従事した期間及び派遣先病院において業務に従事した期間を通算して派遣元病院で免除される。

附則 この要綱は平成27年10月1日から施行する。

附則 この要領は平成31年4月1日から施行する。

附則 この要領は令和4年4月1日から施行する。

附則 この要領は令和5年11月1日から施行する。